

豊後高田市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 大分県豊後高田市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 34 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度 (13年)	法適(全部適用・一部適用) / 非適の区分	非適用 (一部適用予定:平成32年4月)
処理区域内人口密度 (現在の人口/面積)	1,825.58 (785人/0.43km ²)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1か所(白野処理区)		
処 理 場 数	1か所(白野浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指します。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む。)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指します。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指します。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は、水道の使用水量に基づき、6段階(①8m ³ までが1,000円、②8m ³ を超え15m ³ までが135円/m ³ 、③15m ³ を超え25m ³ までが145円/m ³ 、④25m ³ を超え35m ³ までが155円/m ³ 、⑤35m ³ を超え45m ³ までが165円/m ³ 、⑥45m ³ を超える部分が175円/m ³)のランクごとに算定して、その合計額に消費税及び地方消費税を加算します。 農業集落排水事業は、県知事から指定を受けた農業振興地域内の農業集落におけるし尿・生活雑排水などの汚水を処理するための下水道事業の一つで、使用料体系は、公共下水道事業と同じです。		
業務用使用料体系の 概要・考え方	公衆浴場汚水を除き、一般家庭使用料体系と同じです。 公衆浴場汚水は、水道の使用水量に基づき、30円/m ³ で算定して消費税及び地方消費税を加算します。		
その他の使用料体系の 概要・考え方	無		
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 2,880円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成27年度 3,225円
	平成26年度 2,880円		平成26年度 3,201円
	平成25年度 2,800円		平成25年度 3,122円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料です。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む。)です。

③ 組織

職 員 数	0人(公共下水道事業特別会計職員が兼務)
事業運営組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所管部署:上下水道課(管理営業係 7人、工務係 5人(うち嘱託職員 1人)、計12人) ○ 所管事業:水道事業、簡易水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業 ○ 組織再編:平成22年10月1日水道課と下水道課を組織統合し、2課5係を1課2係に再編しました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む。)	処理場運転管理業務、施設保安点検業務、及び窓口関連業務等を委託しています。
	イ 指定管理者制度	無
	ウ PPP・PFI	無
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	農業集落排水事業の規模が小さいため、費用対効果が得られないと判断し、未利用です。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	無

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む。)を用いた、収入増につながる取組を指します。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指します(単純な売却は除く。)

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

① 経営比較分析表:別紙のとおり

② 経営比較分析表の補足事項:「収益的収支比率」について

類似団体の平均値データがないため、折れ線グラフの表示はありません。

2. 経営の基本方針

平成16年度に建設事業が完了してから13年が経過し、水洗化率は類似団体を上回ったものの、過疎化の進行とともに処理区域内人口が減少傾向にあり、大幅な収入の増加は見込めない状況です。

また、今後、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大や施設更新の時期等を迎えるにあたり、現状のままでは一般会計からの繰入金が増加することが予想されます。そこで、変化に対応した持続的な汚水処理システムの構築に向けて、重複施設の廃止や事業統合等によって経営の合理化を図るため、次のとおり経営の基本方針を定め、信頼性・効率性・透明性の向上を目指します。

- 1 汚水処理方法(公共下水道、集落排水施設、個別合併処理浄化槽)の違いによって、受益者の経済的負担に差が生じないよう公平性を担保すること。
- 2 市内各地域の人口動向と既存汚水処理施設の利用率を的確に反映した施設の配置及び更新を行い、経費回収率の向上を図ること。
- 3 複数の下水道事業会計を統一して公営企業会計を導入し、汚水処理に係る業務の透明性を確保すること。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

ア) 投資の目標に関する事項

農業集落排水事業の全体計画に基づく建設事業は平成16年度に完了し、13年が経過しています。施設耐用年数(管渠40年、処理場50年)には至っていませんが、重複する処理場施設については、費用対効果を勘案し、隣接する真玉浄化センター(特定環境保全公共下水道事業の真玉処理区を処理区域としています。)との統合による経営の合理化を図る計画です。

イ) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

計画期間内における管渠、処理場等の建設・更新は行わない計画です。

※ 処理場施設の統廃合に伴う連絡管整備のための建設改良費は、統合先の特定環境保全公共下水道事業に計上しています。

ウ) 広域化・共同化・最適化に関する事項

平成35年度を目途に、白野浄化センターを真玉浄化センターに統合して、白野浄化センターを廃止し、処理場施設の最適化を図る計画です。

エ) 投資の平準化に関する事項

計画期間内における新規の投資は、行わない計画です。

オ) 民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する費用は計上していません。

カ) 防災・安全対策に関する事項

ハード面の費用は、計上していません。

② 収支計画のうち財源についての説明

ア) 財源の目標に関する事項

平成32年度に水洗化率80%以上を達成し、使用料収入の増加を図り、一般会計繰入金の抑制を図る計画です。

イ) 使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

過疎化によって処理区域内の人口は減少しますが、水洗便所等改造資金の融資あっせん制度等を普及促進させ、水洗化率の向上を図ることによって、収入を確保する計画です。また、平成31年10月の消費税増税(8%→10%)を見込んでいます。

ウ) 企業債に関する事項

計画期間内に新たな投資は行わず、企業債は発行しない計画です。

※ 処理場施設の統廃合に伴う建設改良費に充てる企業債は、特定環境保全公共下水道事業で発行します。

エ) 繰入金に関する事項

地方債の償還財源(基準内:分流式下水道等に要する経費)及び使用料をもって不足する維持管理費の財源(基準外:営業費用補てん)として、一般会計繰入金を計画しています。

オ) 資産の有効活用に関する事項

処理場施設の統廃合に伴い、用途廃止する白野浄化センターの建屋は、自治公民館として活用する予定です。

カ) その他

農業集落排水事業は、白野処理区を特定環境保全公共下水道事業に編入した後に廃止し、平成35年度以降の収入は、統合先の特定環境保全公共下水道事業に計上しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア) 民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であるため、PPP/PFIなどに関する費用は計上していません。

イ) 職員給与費に関する事項

農業集落排水事業に関する事務は、公共下水道事業の事務職員が兼務し、職員給与費は計上していません。

ウ) 動力費に関する事項

汚水管渠の中継ポンプ22か所、処理場1か所の動力モーター等にかかる電力料金を計上しています。

エ) 薬品費に関する事項

放流水の滅菌消毒は、紫外線処理装置のため、薬品費は計上していません。なお、流入汚水は、処理場で濃縮汚泥にした後、市内のし尿処理場に運搬して焼却処分しています。

オ) 修繕費に関する事項

平成16年度に施設が完成し、経年化の度合いが低いいため、紫外線処理装置のランプ等消耗部品の交換等にかかる経費のみを計上しています。

カ) 委託費に関する事項

処理場運転管理業務、施設保安点検業務、及び窓口関連業務(受付、料金収納、開閉栓、検針(検針データ作成を含む。))、漏水調査、及び営業時間外の施設監視等)にかかる民間事業者への委託費を計上しています。

キ) その他

平成32年度の法適化に向けた経費については、下水道事業会計の統合を予定しているため、母体となる公共下水道事業に一括計上しています。

また、農業集落排水事業は、白野処理区を特定環境保全公共下水道事業に編入した後に廃止し、平成35年度以降の経費については、統合先の特定環境保全公共下水道事業に計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	近隣市町村や県との連携により、今後検討していきます。
投資の平準化に関する事項	計画期間内に、管渠等の耐震化に要する経費は計上していませんが、国の財政支援等に関する動向を注視しながら検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等を推進する中で検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	下水道事業は固定費が大きいため、現行料金体系は一部を基本使用料として賦課し、他を従量使用料として賦課しています。今後ともこの体系を維持しつつ、段階的に使用料改定を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	処理場の統廃合によって、用途廃止する白野浄化センターの敷地等の有効活用について、検討していきます。
その他の取組	市が管理運営している汚水処理施設は公共下水道事業をはじめとするの集合処理施設のみで、集合処理施設の設置が地形的に困難な地域は各個人が合併処理浄化槽を設置しています。将来的には、先進事例にない負担公平と安定財源を確保するため、統一料金体系による集合処理施設と個別処理施設の一体的な管理運営の方法について、検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資的経費と同様に、民間活力の活用による費用対効果の発揮は、一定程度の事業規模が必要であり、現状でのPPP/PFIなどの導入は困難であると考えますが、今後、近隣市町村や県との広域化・共同化等に向けた協議のほか、計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について、検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、他の下水道事業との事業統合を踏まえ、下水道事業全体の中で負担するものとし、今後とも、農業集落排水事業単独での職員給与費の計上は、行わない予定です。
動力費に関する事項	処理場の廃止後も、汚水管渠の中継ポンプは存続するので、交換時には高効率モーター等、最新省エネ機器の比較検討を行うなど、費用対効果を検証しながら動力費の削減に努めます。
薬品費に関する事項	処理場統合先の真玉浄化センターも白野浄化センターと同様に、処理場放流水の滅菌は、紫外線消毒のため薬品を使用しない予定です。
修繕費に関する事項	将来的に、汚水管渠等の施設更新にあたっては、建設費はもとより、ランニングコストを最小限に抑えるため、管路の再編・縮小や個別合併処理浄化槽への切替等、多角的な検討を行い、修繕費の削減に努めます。
委託費に関する事項	計画期間内の窓口業務委託を検証しながら、将来的な包括的民間委託等について検討し、委託費の削減に努めます。
その他の取組	今後、人口減少が進行する中で、将来的に上下水道サービスを安定的に継続するためには、事業規模の維持・拡大による更なる経営基盤の強化が不可欠です。そのため、近隣市町村や県との広域連携について検討し、推進していきます。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	経営戦略は、投資・財政計画に基づき毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年ごとに見直し(ローリング)を行い、PDCAサイクルを働かせます。 また、事業統合や法適化等事業形態が変わる際にも、受益者の理解を得ながら、汚水処理の基本計画である豊後高田市汚水処理施設整備構想とともに、経営戦略を見直します。
---------------------	---

経営比較分析表

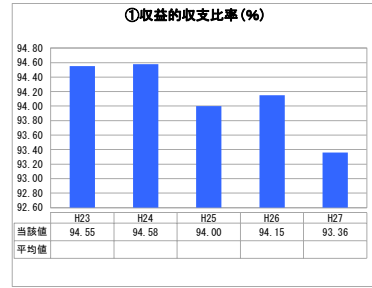
大分県 豊後高田市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	3.37	82.29	2,880

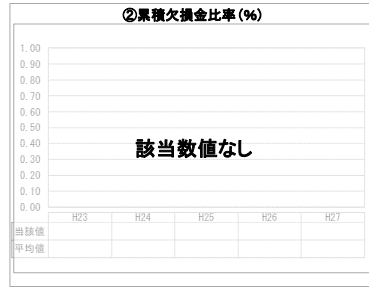
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,342	206.24	113.18
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
785	0.43	1,825.58

■ 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



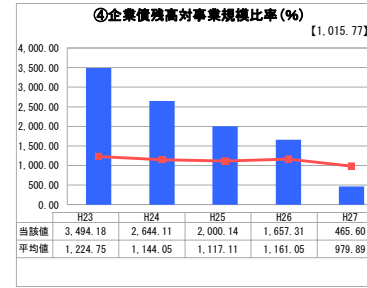
「単年度の収支」



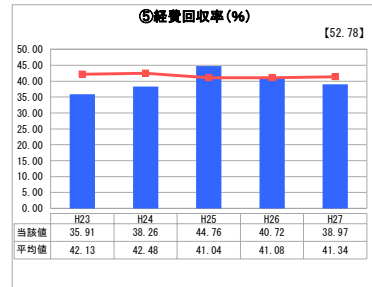
「累積欠損」



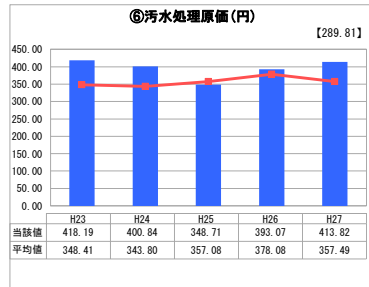
「支払能力」



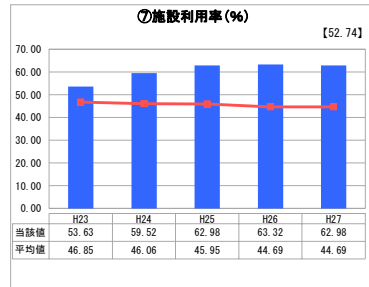
「債務残高」



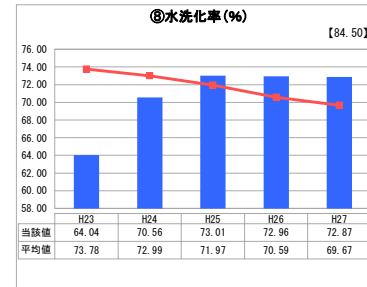
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

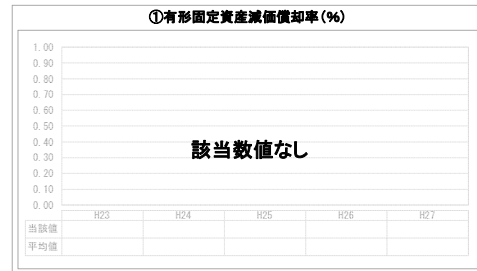


「施設の効率性」

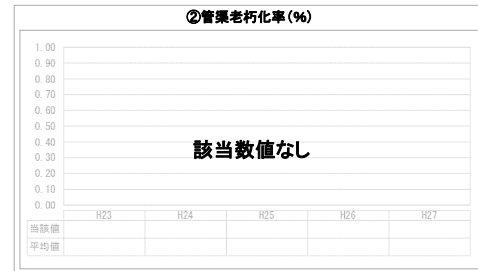


「使用料対象の捕捉」

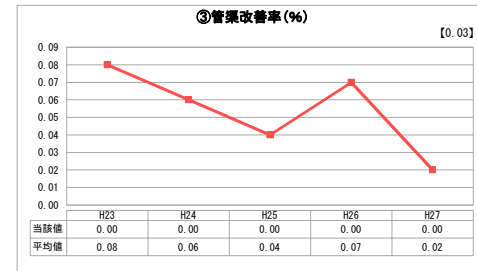
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率：
平成16年度に集落排水処理施設整備が完了したため、企業債償還金が減少し、収益率は改善傾向にあります。平成27年度はマンホールポンプ修繕費等が増加したため、やや低下しています。

②累積欠損金比率：-

③流動比率：-

④企業債残高対事業規模比率：
集落排水処理施設整備の完了によって新規の企業債借入がなくなり、徐々に企業債残高が減少し、使用料収入等に対する企業債残高の割合は、低下しています。

⑤経費回収率：
近年、上昇傾向にあるもの水洗化率が低迷し、使用料改定(消費税による改定を除く。)も平成17年から行っていないため、使用料収入が汚水処理経費の伸びに追いつかず、低下傾向に転じています。

⑥汚水処理原価：
事業規模が小さく、処理区域内人口は過疎化とともに減少傾向にあります。
また、水洗化率も横ばいであるため、有収水量(使用料徴収の対象となる汚水量)が伸び悩み、公共下水道(177円/m³)の倍以上の原価で推移しています。

⑦施設利用率：
平成16年度に施設整備事業が完了し、水洗化人口の増加とともに改善してきましたが、水洗化率の鈍化とともに近年伸び悩んでいます。

⑧水洗化率：
近年、順調に上昇し類似団体を上回っているものの、水洗化(下水道接続)は家屋の改造等が伴う場合が多く、高齢化の進行などから水洗化が伸び悩んでいます。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率：-

②管渠老朽化率：-

③管渠改善率：
事業の開始時期が平成10年で、現在のところ更新が必要となる管渠はありません。
なお、管渠の耐用年数を40年として、今後の更新計画を策定することとなります。

全体総括

集落排水施設の整備は、平成16年度に完了しましたが、水洗化率は70%台と低迷しています。これは事業計画に基づいて建設した汚水処理場等が処理能力の70%しか活用されず、30%分が余剰能力となっている状態です。
今後も快適な住環境を維持するためには、多額の設備投資をした汚水処理施設を最大限に活用し、事業の効率化と経営の安定化を図る必要があります。汚水処理区域内の住民の皆さんには、下水道の接続にご協力いただきますようよろしくお願いします。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度	前年度	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)	(決算見込)											
収益的収入	1	総 収 益 (A)	46,182	40,357	34,828	31,236	31,236	31,413	31,771	31,770	31,771				
	(1)	営 業 収 益 (B)	8,850	8,700	8,763	8,824	8,886	9,031	9,177	9,241	9,306				
		ア 使 用 料 収 入	8,845	8,693	8,754	8,815	8,877	9,022	9,168	9,232	9,297				
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		ウ そ の 他	5	7	9	9	9	9	9	9	9				
	(2)	営 業 外 収 益	37,332	31,657	26,065	22,412	22,350	22,382	22,594	22,529	22,465				
		ア 他 会 計 繰 入 金	37,174	31,347	26,065	22,412	22,350	22,382	22,594	22,529	22,465				
		イ そ の 他	158	310	0	0	0	0	0	0	0				
	2	総 費 用 (D)	22,943	23,054	22,759	22,530	22,319	22,281	22,420	22,196	21,969				
	(1)	営 業 費 用	18,692	19,128	19,128	19,128	19,128	19,305	19,663	19,663	19,663				
		ア 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		イ そ の 他	18,692	19,128	19,128	19,128	19,128	19,305	19,663	19,663	19,663				
	(2)	営 業 外 費 用	4,251	3,926	3,631	3,402	3,191	2,976	2,757	2,533	2,306				
ア 支 払 利 息		4,251	3,926	3,631	3,402	3,191	2,976	2,757	2,533	2,306					
うち 一 時 借 入 金 利 息		0	0	0	0	0	0	0	0	0					
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	23,239	17,303	12,069	8,706	8,917	9,132	9,351	9,574	9,802					
資本的収入	1	資 本 的 収 入 (F)	3,030	3,180	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120				
	(1)	地 方 債 償 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		うち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(2)	他 会 計 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(6)	工 事 負 担 金	30	180	120	120	120	120	120	120	120				
	(7)	そ の 他	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000				
	2	資 本 的 支 出 (G)	26,111	20,173	15,189	11,826	12,037	12,252	12,471	12,694	12,922				
	(1)	建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
		うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	26,111	20,173	15,189	11,826	12,037	12,252	12,471	12,694	12,922				
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
(5)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 23,081	△ 16,993	△ 12,069	△ 8,706	△ 8,917	△ 9,132	△ 9,351	△ 9,574	△ 9,802					

※農業集落排水事業分の平成35年度以降の収支計画は、特定環境保全公共下水道事業に計上しています。

特定環境保全公共下水道事業
へ統合

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	158	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)	(L)	158	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	(L)	(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	(P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支	黒字 (P)	赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率	$(\frac{Q}{(B)-(C)}) \times 100$		0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収 益 的 収 支 比 率	$(\frac{A}{(D)+(H)}) \times 100$		94.1	93.4	91.8	90.9	90.9	91.0	91.1	91.1	91.1	91.1	91.1	91.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)	(S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	8,850	8,700	8,763	8,824	8,886	9,031	9,177	9,241	9,306	9,306	9,306	9,306
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S)) \times 100$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)	(U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)	(V)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	(W)	8,396	8,850	8,700	8,763	8,824	8,886	9,031	9,177	9,241	9,241	9,241	9,241
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V)) \times 100$		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)	(X)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高	(X)		228,967	208,795	193,606	181,780	169,742	157,490	145,019	132,324	119,402	119,402	119,402	119,402

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度 (決算 見込)	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益 的 収 支 分			37,174	31,347	26,065	22,412	22,350	22,382	22,594	22,529	22,465	22,465	22,465	22,465
	うち基準内繰入金		27,332	20,919	15,820	12,228	12,228	12,228	12,228	12,227	12,228	12,228	12,228	12,228
	うち基準外繰入金		9,842	10,428	10,245	10,184	10,122	10,154	10,366	10,302	10,237	10,237	10,237	10,237
資 本 的 収 支 分			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			37,174	31,347	26,065	22,412	22,350	22,382	22,594	22,529	22,465	22,465	22,465	22,465